

紅葉が、キノコが誘っています

クマも待ちかまえていますー

稲刈り作業も終盤に入り、今、野山では紅葉狩りやキノコ採りが最盛期となっています。みなさんも入山する機会が多くなると思われますが、ここで気をつけなければならないのが、遭難及びクマとの遭遇です。入山する際には十分注意をし、楽しいものとしてください。

遭難しないよう

十分に注意を

毎年この時期には遭難事故による死者が後を絶ちません。万一遭難してしまったとすると、助かったとしても、捜索には多額の費用がかかり、その費用は遭難者やその家族のかたが背負わなければなりません。キノコ採りなどで山奥まで入る際には特に注意してください。

入山時、遭難時の心得

- ▽単独では入山しない。
- ▽家族や友人に行動予定などを必ず伝えておく。
- ▽万が一に備え、防寒具、雨具、食料などを携帯する。
- ▽道に迷ったらむやみに歩きまわらず、火を燃やして煙をあげる。
- ▽もしヘリコプターの音が聞こえたら、空から見える場所へ移動し、タオルや衣類など目立つ物を振る。
- ▽日没後は行動しない。



例年になく

クマが出没しています

今年は何年になくクマによる被害が多発しています。幸い、市内では人的被害の報告はありませんが、農作物の被害は市内全域に及んでいます。

クマは早朝及び日暮れ近くによく活動するので、この時間帯に特に注意が必要です。また、これらの時期は、冬眠に備え食糧を求めてクマが歩きまわるため、日中でも注意する必要があります。農作業の際だけでなく、紅葉狩りやキノコ採りなどで熟知した野山に入るときでもベルやラジオを携帯するなど十分に注意し、事故のないように心がけてください。

ハイ、年金係です

ー サラリーマンの奥さんの手続き ー

Q. サラリーマンと結婚して専業主婦になりました。年金に加入するにはどのような手続きをすればよいのでしょうか

A. 夫が厚生年金保険や共済組合に加入している場合、その被扶養者となった奥さんは、国民年金の保険料を納めなくても老齢基礎年金が受けられる「第三号被保険者」となります。ただし、そのためには届け出が必要となります。

手続きは、市役所にある「国民年金被保険者資格取得(第三号被保険者該当届書)」に必要事項を記入して提出するだけで済みます。届け出の際には、印鑑、本人及び夫の年金手帳、健康保険証、離職証明書(奥さんが退職した場合)が必要となりますのでお忘れのないようにしてください。

この届け出をしないと国民年金に加入したことはならないため、年金を受けるための資格を失ったり、年金支給額が少なくなったりすることがありますのでご注意ください。

まだ届け出をしていないかた
届け出が遅れたかたへ

今、特例の救済措置があります

今まで届け出をしていなかったかたや届け出が遅れたかたのために、平成九年三月までの間、特例として届け出を認めて、救済を図っています。この期間中に届け出をする、過去の期間(昭和六十一年四月以降)についても国民年金に加入し、保険料を納めたものと認められます。そういうかたはこの期間内にぜひ届け出してください。

なお、第三号被保険者となられる奥さんは、夫の健康保険や共済組合の被扶養者として認定されていることが条件です。奥さん自身が自営業を営んだり、会社勤めをしていたりして一定の収入がある場合は夫の扶養者と認められず、自分で国民年金の保険料を納めることになります。

年金についてのお問い合わせは

市民課年金係へどうぞ
☎ 49-3111 (内線 236、237)

農家の皆さん

稲わらを焼かないで

毎年稲刈りが始まると、稲わら焼きによる煙公害が発生します。そのため、秋田県では、稲わらによるスモッグの発生を防止するため、条例により10月1日から11月10日までの期間に稲わらなどを燃やすことを禁止しています。農家の皆さん、稲わらスモッグが発生することのないようよろしくご協力ください。

稲わらを焼くとなぜいけない

▽稲わらを焼くと大量に発生した煙が風により住宅地にまで運ばれ、周辺の環境が損なわれます。また、その煙が人体にも影響する恐れがあります。

▽大量に発生した煙が道路などに充満すると、視界が効かなくなり、通行の妨げになるばかりか、交通事故の誘因もなりかねません。

私だけなら大丈夫という考えはやめ、お互いに注意し合ひましょう。稲わらなどは、集めて堆肥化してから大地に還元するようにしましょう。